

i 狩猟免許試験のご案内

令和8年度狩猟免許試験を実施します。鳥獣被害にお困りの農林業の皆さんの受験をお待ちしています。

- ◆**狩猟免許の種類**
- わな猟免許 わなを使用する猟法
 - 第1種銃猟免許 装薬銃を使用する猟法(空気銃を使用する猟法もできます)
 - 第2種銃猟免許 空気銃を使用する猟法

- ◆**日時・会場**
- わな猟 7月25日(土)午前10時～ ふるさと総合センター
 - 第1種および第2種銃猟 7月26日(日)午前10時～ ふるさと総合センター

- ◆**受験料** ①現在、有効な狩猟免許を持っていない方 5,200円 ②一部免除者 3,900円

◆**申請書配布場所**

高知県中山間地域対策課、高知県猟友会、佐賀支所海洋森林課および本庁農業振興課

◆**申請先(方法)**

申請書類は、7月13日(月)までに、高知県猟友会または高知県中山間地域対策課へ提出してください。

- お問い合わせ 高知県中山間地域対策課 ☎088-823-9042
 高知県猟友会 ☎088-856-6641
 佐賀支所 海洋森林課 ☎55-3115

i 黒潮町事業承継相談会の開催

「子どもに事業を引き継ぎたい」、「従業員か第三者に事業を譲りたい」といった、親族内承継・第三者承継や、事業承継に関する補助金などあらゆる相談を受ける、事業承継相談会を開催します。一組ずつ秘密厳守で専門家が対応いたします。ぜひご参加ください。

- ◆**日時** 7月15日(水) ●午前の部 午前11時～正午 ●午後の部 午後1時～午後3時

- ◆**相談時間** 1組1時間程度 ◆**場所** 黒潮町商工会 相談室

- ◆**料金** 無料 ◆**申込期限** 7月13日(月)午後5時まで

- 申し込み・お問い合わせ 黒潮町商工会 ☎43-1203 ☎43-4330

i 幡多広域消費生活センター便り ～訪問販売によるリフォーム工事・点検商法にご注意～

訪問販売によるリフォーム工事では、「契約をせかされて不要なリフォーム工事をした」などといった相談が寄せられています。また、点検に来たと言って来訪し、「工事をしないと危険」などと言って商品やサービスを契約させる「点検商法」の相談が寄せられています。

◆**相談事例**

- 突然来訪した業者に自宅の屋根がずれているので無料点検すると言われ、点検後、瓦がずれている画像を見せられ屋根工事の契約をした。しかし、同業他社から高額と指摘され、クーリング・オフ(※)したい。
- 訪問した業者から「火災の危険性がある」と言われて、分電盤の交換工事を契約したが、高額なのでクーリング・オフしたい。

◆**対策**

- 突然訪問してきた業者には、たとえ無料と言われても安易に点検を依頼しないようにしましょう。
- その場で契約せず、複数社から見積もりをとるなどして、十分に検討しましょう。
- 保険金を利用できるという話をうのみにせず、契約している保険会社に直接尋ねましょう。
- 特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフなどができます

※クーリング・オフとは、契約後でも一定期間なら無条件で解約できる制度。

幡多広域消費生活センターでは、出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

- お問い合わせ 幡多広域消費生活センター ☎34-8805 消費者ホットライン ☎188
 〒787-0012 四万十市右山五月町8番13号(アピアさつき2階駐車場西側)

【相談受付】月曜日～金曜日(祝日および年末年始を除く)午前9時～正午/午後1時～午後5時